

【訂正】新型コロナウイルス関連情報（入国水際措置の更新）

令和3年9月21日

17日付当館領事メールに関し、以下2点につき加筆・訂正します。

1. 上記メール2つめの●

【加筆前】●今回の更新で、日本は「EU及びシェンゲン協定域外の相互主義に基づく国及び特別行政区等」から除外され、渡航目的が必要不可欠なものに限られることとなりました。

【加筆後】●今回の更新で、日本は「EU及びシェンゲン協定域外の相互主義に基づく国及び特別行政区等」から除外され、渡航目的が必要不可欠なもの（就業、修学、家族との再会、健康、人道）に限られることとなりました。

2. 上記メール3.

【誤】米国及びブラジルから当国への渡航並びに当国から両国への渡航は必要不可欠以外の目的も許可される。

【正】米国及びブラジルから当国への渡航は必要不可欠以外の目的も許可される。

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>